

平成23年度次世代育成支援後期行動計画実績について

番号	事業名等	事業内容	目標 (H26)	担当課	平成23年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
1	母子健康手帳の交付	母子健康手帳を交付することで、母親、父親としての意識の啓発を図る。又、この機会に保健相談を行うことにより妊娠・出産に対する不安の軽減を図る。 《実施方針》妊娠早期に効果的な保健指導を行い、妊娠・出産に安心して望めるようにサポートする。 《対象》届出た妊婦・夫・家族	妊娠11週以下の妊娠届出率85%☆	健康増進センター	交付総数:420件 妊娠11週以下:392件 (96%) 妊娠12週以降:27件 (6.4%) 出産後:1件 (0.2%)	妊娠11週以内での早期届出が9割を超え、妊婦が妊娠出産についての必要な知識を早期に得る事ができた。妊娠届けは、母子保健の入口であり、個別面接を実施し、交付している。	継続
2	妊婦委託健康診査の助成	妊婦の疾病予防・早期発見のために、より積極的に適正かつ必要な妊婦健康診査を受診できるよう、標準的な妊婦健康診査14回に助成の範囲を拡充して、医療機関・助産所に委託して実施している。 《実施方針》医療機関・助産所との連携を強化し、妊娠・出産のリスクを下げる。 《対象》妊婦	利用率80%☆	健康増進センター	妊婦健康診査受診券利用率:77%	平成21年度から、妊娠中必要な妊婦健診回数を14回分に拡充した。また、県外の医療機関との契約や償還払いも実施している。(平成19年度までは2回、平成20年度は5回の助成であった。) 今後は、さらに利用率を上げるために、健康診査の重要性を説明していく。	継続
3	妊婦訪問指導	ハイリスク妊婦の自宅を個別に保健師・助産師が訪問する。 《実施方針》有所見者が増加していることから、予防のための生活指導を強化していく。 《対象》訪問が必要な妊婦	必要な方へ全数訪問☆	健康増進センター	若年初妊婦:6人 高年初妊婦:15人 双胎妊婦:2人 合計:23人	ハイリスクの妊産婦に対して、専門的支援を早期から行うことで、効果的な子育て支援につながった。また、虐待予防や問題の早期発見などの意義も大きい。	継続
4	新生児訪問指導	親の育児不安が強い新生児期に、保健師・助産師が訪問を行い、疾病の予防や栄養状態の確認、保健指導を行う。 《実施方針》安心して育児ができるように支援していく。 《対象》訪問希望者	必要な方へ全数訪問☆	健康増進センター	訪問指導:延99件	初産婦へは、新生児訪問を勧奨している。産後の健康管理や母乳の管理等、助産師の専門的支援を行うことで、母親の育児不安の軽減につながっている。	継続
5	◆◎こんにちは赤ちゃん事業	4カ月までの乳児の居る全家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境に合わせた支援を実施、不安や悩みの軽減、子育ての情報提供を行う。 《実施方針》乳児家庭の孤立化を予防し、乳児の健全育成を支援する。 《対象》生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭	訪問率100%☆	健康増進センター	訪問率:98.6%	育児支援が必要な家庭への早期把握・支援、虐待予防に役立っている。訪問できない場合には、予防接種時に母子と面接を行い、養育環境を把握し育児支援に努めている。	継続
6	育児セミナー	夫婦が協力して子育てする家庭を育むために、育児に関する夫婦参加のセミナーを開催している。 《実施方針》父親の育児参加を呼びかけていく。 《対象》妊婦と夫	参加者の増加	健康増進センター	年間:4回 参加者:20組	夫婦で参加出来るよう、土曜日に開催している。	継続

7	◎子育て情報の総合的な提供	母子健康手帳交付時のパンフレット配布、市のホームページ、子育て支援情報誌の作成と発行、広報などを利用して、母子保健サービス、子育て支援サービス情報を提供する。 《実施方針》必要な情報を随時入手・提供できるように努める。 《対象》妊婦及び保護者全員	情報の一元化	健康増進センター	母子健康手帳交付時に、妊娠・育児に関するパンフレット・資料を配布するとともに、保健指導を実施した。こんにちは赤ちゃん事業による訪問時および窓口把握の転入者へ、「子育て支援情報誌」を700部作成し、配布した。また、市のHPへの情報掲載と更新、広報誌へ情報提供継続して実施している。	4ヶ月までの乳児全戸訪問（「こんにちは赤ちゃん事業で訪問」）で配布している。市内の医療機関マップや相談機関、年齢に応じたサービス等を紹介している。子育て支援センター発行の情報誌と、対象者や発信情報のすみわけは出来ている。最新の情報を提供できるように努めるとともに、他課との連絡調整を図り情報提供していく。	継続
				子育て支援センター	「みんなで子育て応援情報誌」を600部作成し、様々な機関から情報収集に努め見直しを図っている。「ぼぼ通信(毎月)」の発行及び広報誌への情報を掲載し、ホームページ・携帯サイトから発信をしている。	子育て支援センターに来る保護者が必要な情報を提供している。	継続
8	母子保健健康教室	子育て意識の啓発を図るとともに、育児不安を軽減し保護者が自信を持って自分らしく子育てできるよう支援する。 《実施方針》教室の参加者へのアンケート等によりニーズを把握し、教室に活かしていく。 《対象》乳幼児とその保護者	参加者のよい評価	健康増進センター	小児科医師による健康教室：1回 参加者：13名（保護者数）	市内小児科医が「乳幼児に多い病気と予防接種について」として、子育て中の保護者に身近で活用可能な内容で講話を実施した。保護者から質問が活発に出て、育児不安の解消の一助となった。	継続
9	育児学級「すくすくっ子」教室	保護者の育児不安の軽減及び保護者同士の交流の場とする。 《実施方針》育児不安の軽減や仲間づくりの場としての支援を行う。 《対象》生後1カ月～生後6カ月未満	参加者の満足度の向上	健康増進センター	年間：4回 参加者：42組	母親同士の情報交換の場や、仲間づくりの場として好評である。	継続
10	ブックスタート事業	絵本に秘められた豊かな言葉を活用し、乳児期から優しく言葉をかけ、絵本を見ながら親子が触れ合う環境を整える事により、赤ちゃんの限らない可能性をのばすことを目的とする。 《実施方針》健診時にボランティアによる絵本の読み聞かせを実施するとともに、絵本を通して親子のきずなの強化を図る。 《対象》市内在住の乳幼児	継続	ゆうき図書館	毎月のブックスタートにおいて、ゆうき図書館の説明を行い、利用案内と乳幼児向け絵本案内を配布した。	ブックスタートの目的と図書館の役割を周知し、図書館を活用してもらえようPRを行った。	継続
				社会福祉課 →子ども福祉課	B C G 予防接種（生後3か月）時に実施。月1回年間12回、絵本2冊を子育て支援センター・図書館の利用案内と併せて配布した。 配布数：445件	読み聞かせの実施により、絵本を介して親子のふれあい・心のつながりの大切さをアプローチしている。	継続
11	◆◎にこにこ教室	経過観察が必要なフォロー児に対して、発達フォロー教室を開催し、集団指導を行い、児の心身の発達を促進し、保護者に対し発達を促進させるためのかわりについて指導する。また、要フォロー児の観察の場ともし、障害について早期に把握し、あすなろ教室への橋渡しなど、早期療育につなげる。 《実施方針》要フォローの親子に対して適切な関わりを通し、発達を促すとともに、発達障害の早期発見、早期療育につなげる。 《対象》①発達障害児と判断がつきにくく継続的観察が必要な親子②保護者の関り方によって、成長発達が促される可能性がある親子	継続	健康増進センター 子育て支援センター	年間：12回 実人員：20組 延人員：76組	集団指導に、あすなろ教室の保育士の協力を得られていること、また、臨床心理士（年6回）の専門的支援を配置することで、要フォロー児を観察し、療育が必要な児を早期に発見し、早期療育に繋がらせている。	継続

12	◆◎育児不安を持つ母親のグループミーティング事業	育児不安や母子関係等何らかの問題を抱える母親に対し、各々が抱える問題を語る場を提供し、仲間づくりと各々の抱える問題への支援を実施。適切な育児への動機付けと精神安定を図る。 《実施方針》語り合いを通し、育児不安の軽減や母親自身の問題解決の糸口へつなげることで、健全な育児への支援となる。 《対象》育児不安や困難を持つ母親	継続	健康増進センター	年間：10回 参加保護者数延：24名 乳幼児延：28名	育児不安を持つ保護者が集い、悩みを語るなかで、保護者の精神安定と育児への自信向上及び子どもへの適切な関わり方について支援をした。意義のある事業であるが、参加者数と継続参加する者が少なく、費用対効果および国庫補助の終了に伴い、事業終了となった。	終了
13	乳児委託健康診査の助成	乳児の健康の保持増進と育児支援のため、発育・発達の節目に健康診査を行い、疾病の予防、発育・発達の確認及び異常の早期発見に努める。 《実施方針》こんには赤ちゃん訪問及び、5カ月児健診時の勧奨を強化する。 《対象》乳児（3～6カ月児・9～11カ月児）	3～6カ月児健診受診率90%☆ 9～11カ月児健診受診率90%☆	健康増進センター	3～6カ月児健診受診率：80.3% 9～11カ月児健診受診率：70.6%	乳児健康診査の結果、要フォローになった児は、その後の市の健診などで、支援している。	継続
14	5カ月児健康診査	乳児の疾病や障害の早期発見に努め、早期治療に結びつけると同時に、発達発育、栄養、むし歯予防、予防接種等の育児に関する指導を行うことで、保護者の育児不安を軽減する。 《実施方針》育児に対する不安の軽減と育児への意欲を高め、子育てを自分らしく楽しめる保護者が増えるよう支援を行う。 《対象》5～6カ月児	年間12回 受診率96%以上維持☆	健康増進センター	年間：12回実施 対象者：431名 受診者：410名 受診率：95.1%	毎年、高い受診率を維持している。未受診者対策の子育てアドバイザーによる訪問勧奨の効果が高く、未受診把握にもつながっている。	継続
15	1歳6カ月児健診	運動機能・視聴覚等の障害、精神発達等の遅延等障害をもった児の早期発見・早期対応に努めるとともに、生活習慣の自立、生活環境への援助、むし歯予防、栄養その他の育児に関する援助を通して子どもの積極的な健康づくりを支援する。 《実施方針》保護者の育児力を高め、児の成長発達を促す支援を行う。 《対象》1歳6カ月児	年間12回 受診率96%以上維持☆	健康増進センター	年間：12回実施 対象者：428名 受診者：412名 受診率：96.3%	未受診者へは受診勧奨の電話をしている。その後も未受診の保護者に対しては、子育てアドバイザーが訪問し、受診勧奨をしている。高い受診率が維持できた。	継続
16	3歳児健康診査	幼児の心身発達のうえで最も大切なこの時期に総合的な健康診査を実施し、心身の異常を発見するとともに、生活全般において指導を行う。 《実施方針》要フォロー者対策を強化し、心身の健やかな成長を支援する。 《対象》3歳4カ月児	年間12回 受診率93%以上維持☆	健康増進センター	年間：12回実施 受診率：92.1%	要フォロー者対策として、発達教室を勧奨し、継続的なフォローにつなげている。また、家庭児童相談員と、市内保育所等への巡回訪問を実施している。	継続
17	各種予防接種	感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害への迅速な救済をはかる。 【集団接種】 BCG ポリオ 【個別接種】 三種混合、二種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎 【任意接種】 小児肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がん 《対象》乳幼児、小学生、中学生、高校生	BCG 98% ポリオ 100% 三種混合98% 二種混合98% 麻しん風しん混合95% 日本脳炎70% ☆	健康増進センター	BCG：95.8% ポリオ：79.5% 三種混合：81.7% 二種混合：78.5% 麻しん風しん混合：92.8% 日本脳炎：54.4% インフルエンザ：46.8% 小児肺炎球菌：59.4% ヒブ：62.1% 子宮頸がん：76.1%	・日本脳炎は、平成17年から接種が控えられていたが、新ワクチン導入され、3歳児の積極的勧奨が再開。 ・インフルエンザ3価（新型+季節性）ワクチン導入。 0歳～中学生、65歳以上、低所得者世帯に接種料金助成実施 ・任意予防接種 肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんに対し、助成を開始	継続
18	◎母子訪問指導	継続フォロー者・健診未受診者など必要な家庭に対して訪問を行い、効果的な保健指導をすることで、保護者の育児及び、子どもの成長をサポートする。 《対象》継続フォロー者・健診未受診者など	必要な方全員カバー☆	健康増進センター	乳幼児健診未受診訪問：72件	健診未受診者に対して訪問し、状況の把握及び健診勧奨を行い、効果を上げている。虐待予防の意義は大きい。	継続

19	乳幼児救急法教室 事故防止対策事業	保護者が誤飲予防、事故防止の正しい知識を習得すると共に、蘇生法が実行できるよう援助する。 《実施方針》保護者の習得を目指し、実習内容の強化をする。 《対象》乳幼児とその保護者	今後は家庭内の事故防止対策を強化した内容に転換していく	健康増進センター	年間：1回 参加保護者：7名 乳児：6名	結城消防署の協力を得て実施。その他、乳幼児健診時や広報により、事故予防について広く啓発している。	継続
20	◆◎子ども地域支援連携会議	心身ともに健康な子どもの育成を目標に、保健・福祉・教育関係機関の横のつながりを強化した支援対策をつくり、子どもの成長に適したサポートやニーズに応じたサービスを提供する。また、関係者に対し、子どもの健康づくりや子育て支援に必要な研修の場を設け、専門スタッフの資質向上を図る。 《実施方針》保健・福祉・教育関係者と連携し、実務担当者が中心となり発達段階に即した適切な子ども支援体制を積極的に進めていく。 《対象》保健・福祉・教育関係職員・保育所・幼稚園・小中学校職員、障害児（者）療育関係者等	拡充☆	健康増進センター	年間：2回	保健・福祉・教育関係機関との連携が強化された。他機関の関わりや役割が明確になり、適切な子ども支援を図っている。また、研修を開催することで、スタッフのスキルアップに繋がっている。	継続
				指導課	スクールソーシャルワーカーの参加	保健・福祉・教育関係機関との連携が強化された。	
				子ども福祉課 (子育て支援センター)	家庭児童相談員の参加	保健・福祉・教育関係機関との連携が強化された。	
21	小中学校養護教諭連絡調整（学校保健業務との連携の強化）	児童・生徒の健康づくりを支援するために学校保健との連携を図り、学期からの様々な問題に対応していく。 《実施方針》市内全学校と連携し早急に取り組む必要がある課題を検討する。 《対象》小中学校養護教諭、学校教育課、健康増進センター	継続	学校教育課 健康増進センター	連絡調整会議等 年間：8回実施	養護教諭部会：5回 学校保健会：5回 ・研修会・発表会：2回 ・役員会：3回	継続
22	2歳児歯科健康診査	乳歯の萌出時期であり、むし歯に罹患しやすい時期でもあるため、保護者にむし歯予防への意識づけをすることで、3歳児でのむし歯罹患率の低下を図る。また、その他の疾病等の早期発見及び早期対応、栄養面や育児等の援助を行う。 《実施方針》むし歯罹患率を減少するだけでなく、児の健やかな成長発達を支援する。 《対象》2歳6カ月児	年間12回 受診率85%☆ 虫歯罹患率15%☆	健康増進センター	年間：12回実施 対象者：424名 受診者：385名 受診率：90.8% 虫歯罹患率：16% 虫歯罹患患者数：62名 虫歯有り者平均本数：2.9本	虫歯予防に関するおやつや指導や保護者の仕上げ磨きの方法、歯質向上のためのフッ素塗布を実施している。未受診者へは、受診勧奨の通知をしている。1歳半での法的健診後の独自健診であるが、言葉や生活習慣の形成などのチェックポイントともなり、有効な健診でもある。	継続
23	就学時歯科教室	就学時の保護者に対し、口腔衛生に関する正しい知識と、6歳臼歯の重要性について啓発するため集団教育を行う。 《実施方針》内容の充実を図りながら、継続して実施していく。 《対象》就学時の保護者	市内9小学校 就学児保護者全員	健康増進センター	全小学校：9校 参加者総数：435名	母子保健の最後の集団教育として、就学時健康診査を実施している間に、保護者に対して歯科衛生士より歯科保健に関する講話および結城市の母子・歯科保健事業等の紹介をしている。 さらに、茨城県で養成された歯科ボランティアにも協力してもらい、地域の人材の活用も図っている。	継続
24	離乳食教室	適正な離乳食を推進することにより、子どもの健全な育成につなげていく。 《実施方針》保護者に対して発達段階に応じた離乳食の実技指導を行うとともに、離乳食に関する不安や負担感を解消し、乳児の健やかな発育を支援する。 《対象》前期6カ月までの乳児を持つ親 後期10カ月までの乳児を持つ親	継続	健康増進センター	前期：4回：62組 後期：4回：33組	離乳食がうまく進まない、量や硬さがわからない等、母親の不安やトラブルに対して、適切な支援を行っている。	継続
25	3歳児健診時食生活調査	食習慣の基礎づくりの時期として、現状を把握し、栄養指導による正しい食習慣の普及を行う。 《対象》3歳児健診受診者	継続	健康増進センター	年間：12回 参加者：478名	食事調査を行うことで、子どもの食生活を見直すとともに、結果を食事バランスガイドの3歳児版に記入して配布し、食育の推進に努めている。	継続

26	親子料理教室	食生活改善推進員地区組織活動の一環として、料理を通した親子の共同体験を目的とする。 《実施方針》食生活改善推進委員の自主的活動ができるよう、体制づくりを進めるとともに給食センター等と共同開催を目指し、実施回数を増やす。 《対象》小学生の親子	年5回☆	健康増進センター	年間：4回 参加者：134名 健康増進センター：3回 給食センター：1回	子どもたちに調理を体験させることにより、創造力や集中力、計画性を養うことができた。また、豆つかみゲームを実施し、箸の正しい持ち方や食育に関する指導を行った。	継続
27	保育所（園）給食による食育の推進	保育所（園）において、その発達段階に応じ、食事の大切さ、楽しさ、マナー等を指導し理解させる。 《実施方針》市内全保育所（園）で定めた食育全体目標に沿って実施する。 《対象》保育所（園）入所児童・保護者	クッキング保育11箇所 ☆ 野菜の栽培収穫11箇所 給食だより11箇所	社会福祉課 →子ども福祉課	クッキング保育：10箇所 野菜の栽培収穫：11箇所 給食だより：11箇所	野菜の栽培収穫等の体験を通して、食事の楽しさや食の大切さを教えることができた。保護者の食に対する理解が深まった。	継続
28	学校における食に関する指導	学校において給食の時間、教科指導や特別活動、「総合的な学習の時間」など学校教育活動全体の中で、成長期である子どもの望ましい生活習慣、食習慣の確立を図る。 《対象》児童・生徒・保護者	継続	指導課 給食センター	全小・中学校において実施 （保健体育、学級活動、給食指導、家庭教育学級により実施）	栄養教諭が学級活動等において、担任とＴＴを組み、食育についての授業を行った。また、栄養職員等による給食時の指導や会食を実施した。家庭教育学級で、保護者を対象に食育の大切さについて講話を行った。また、栄養メモを活用し、給食委員会が献立や食品、栄養についてクイズ等を行うことにより、児童の関心を高めることができた。給食だよりを通して、食の大切さについて家庭・地域との連携を図った。	継続
29	発達障害児支援（あすなろ教室）	心身に障害をもった子どもの日常生活と社会生活への適応性を図るため理学療法士等の専門的な療育指導を行っているあすなろ教室に補助金を交付する。 《対象》あすなろ教室	継続	社会福祉課	あすなろ教室利用者数 結城市 実利用者数：403名 延利用者数：1,371名 他市町村 実利用者数：151名 延利用者数：374名 計：実利用者数：554名 延利用者数：1,745名	心理発達相談員、理学療法士等による専門的な早期療育個別指導を実施するための補助金を交付し、障害児及び家族に対する支援の充実に寄与した。他市町村からの利用者に対しては、実利用者数に応じた負担金を求めた。	継続
30	障害児保育	心身に障害を有する乳幼児の保育所（園）への受け入れ及び一般の乳幼児との集団保育を促進し、もって障害児の健全な社会性、情緒等の成長、発達を助長する。また、健常児の障害児に対する正しい認識を深め、障害児の福祉の増進を図るため、障害を持つ児童を保育する民間保育園に対し補助を行う。 《実施方針》市内の保育所（園）すべてが入所申し込みに対応できるように体制づくりを図る。 《対象》市内全保育所（園）	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	入所状況：11名 重度6名、軽度5名 （私立3保育所、公立1保育所） ※市単独補助事業対象 （障害児保育）	障害を有する乳幼児を受け入れることにより、障害児の健全な社会性、情緒等の成長、発達を助長する。また、健常児の障害児に対する正しい認識を深め、障害児福祉の増進に寄与した。引き続き保育所への受け入れを促進する。	継続
31	補装具の交付・修理費用の助成	身体上の障害を補うための補装具の購入・修理の自己負担額を補助する。（所得制限あり） 《対象》身体障害者手帳の交付を受けた障害児	継続	社会福祉課	補装具（障害児）の交付状況：11件 補装具（障害児）の修理状況：11件	障害児の必要に応じた補装具の交付・修理を行い、補装具費の助成をしていくことで、日常生活の向上を図ることができた	継続
32	斜視・弱視児童眼鏡等購入修理助成	義務教育を受けている斜視・弱視児童の矯正用眼鏡等の購入・修理費用を補助する。 《実施方針》各小中学校を通じてPRを実施する。 《対象》小学生（9歳以上）・中学生	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	助成者数：10名	斜視・弱視児童の眼鏡の購入費を助成することで、医療福祉の増進を図ることができた。	継続

33	障害者日中一時支援事業	障害のある児童を事業所等で、親の就労及び休息時に短期間預かる事業 《対象》身体・知的・精神障害のある児童	継続	社会福祉課	日中一時支援事業として実施 延利用人数:3,447人	障害児の親の就労支援及び休息のために障害児を一時的に預かり、障害児及びその親の身体的・経済的負担の軽減を図ることができた。	継続
34	小児救急医療体制の整備充実	休日及び夜間における入院治療等を必要とする小児の重症救急患者の医療の確保を県西3市で組織する小児救急医療事業により維持する。筑波メディカルセンター病院 日・祝祭日：午前9時～午後5時夜間365日：午後6時～午後10時 《対象》市内全域の小児	継続	健康増進センター	県の事業として移行した。	平成23年度からは県が負担することとなり、当市での分崩金の支払いがなくなった。	終了
35	救急医療情報コントロールシステムの活用普及推進	茨城県と（財）茨城県メディカルセンターが医療機関からの医療情報を提供する。24時間体制で一般県民からの問い合わせに対し、救急患者の症状に合った至近距離の医療機関を案内する。 《実施方針》広報に努める。 《対象》一般県民	継続	健康増進センター	子育て情報誌等で、緊急時に活用できる相談窓口として情報提供をしている。	市内に夜間対応の小児科医が少ない現状であり、緊急時の医療機関の案内として活用している。 子育て情報誌等で、緊急時に活用できる相談窓口として情報提供をしている。	継続
36	かかりつけ医の普及・啓発	かかりつけ医を持つことの意義について普及・啓発を行う。 《対象》乳幼児の保護者	継続	健康増進センター	家庭訪問、健診・教育・相談事業等を通し、繰返し啓発した。	市内医療機関マップを子育て支援情報誌に掲載しており、かかりつけ医を見つける際の参考となっている。	継続
37	喫煙対策事業	母子健康手帳交付時及び乳幼児健診において、保護者へ喫煙に関して問診をし、必要時に保健指導を実施する。また、小学校高学年に対し、タバコを吸わないことの価値観を啓発するためにタバコの害に関するパンフレットを配布する。 《実施方針》妊婦・育児中の保護者が喫煙の害について正しい意識を持てるよう支援する。また学童においても正しい知識の普及を図る。 《対象》妊婦・乳幼児の保護者、児童・生徒及び保護者、教職員など	継続	健康増進センター	全小学校 第5年生向けに喫煙の害について啓発のパンフ配布：505名	喫煙経験が中学生になると急増することから、タバコに関心をもち始める小学高学年を対象にホームルーム等での活用のためパンフレットを配布した。	継続
38	薬物乱用防止教育事業	学校においてタバコ、飲酒、シンナー、薬物等の薬物乱用防止教育を「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」等の中で実施する。 《実施方針》積極的に推進していく。 《対象》小学生・中学生	継続	指導課	年間指導計画に基づき、全小・中学校で実施	警察等外部講師の活用により薬物使用の恐怖や健康への影響等について、発達段階に応じ、具体的に捉えることができ、薬物使用に対する危機感を育むことができた。	継続
39	公立学校内における敷地内禁煙事業	学校において児童生徒に対する喫煙防止教育（健康教育）の推進、教職員の健康管理のために、学校敷地内禁煙を推進する。 《実施方針》学校敷地内禁煙の徹底を図る。 《対象》小学校・中学校	継続	学校教育課 指導課	全小中学校で完全実施	喫煙防止教育の推進並びに教職員の健康管理を図ることができた。運動会等の各種行事に訪れる来校者への周知徹底を図っている。	継続
40	性教育事業	体や身の回りの清潔及び心身の発育発達について基礎的な知識の理解を通して生命尊重の精神を養うとともに、自己の性についての認識を深める。 《実施方針》養護教諭、保健主事と連携し、学級担当が中心となり発達段階に即した適切な性教育を積極的に進めていく。 《対象》小学校、中学校	継続	指導課	年間指導計画に基づき、全小・中学校で実施	各校で、養護教諭や外部講師の活用を図った指導が実施できた。 エイズ教育をはじめ、現代の性教育の諸問題に係る具体的な指導実践の継続が必要である。	継続

41	◆幼児等とのふれあい事業	中学校の学習の一環として、幼稚園や保育所（園）に生徒が出かけ、幼児との遊びや生活の支援を通して交流を深め、幼児の発達の理解や関わり方を身に付け、より良い家庭生活を営むことができるような人材を育成する。 【技術家庭科、総合的な学習の時間（職場体験学習）等】 《対象》中学生	継続	指導課	年間指導計画に基づき、全中学校で実施	家庭科及び総合的な学習の一環として実施した。幼児とふれあうことで他を思いやる心や社会人としての望ましい資質を育成することができた。	継続
42	異年齢児交流等事業（保育所地域活動事業）	児童・生徒と低年齢児とがふれあえる機会を設け、保育に関する体験学習や子育て意義に対する認識を深め、生命の尊さを学ぶ。 《実施方針》小中学生を中心に、保育所（園）の内外を問わず園児とふれあい時間を設ける。 《対象》小学生・中学生・高校生	実施保育園8箇所☆	社会福祉課 →子ども福祉課	実施保育園：4箇所	少子化により兄弟が少ないことから、交流を通して社会性を身につけられた。実施保育所を増やすよう努めていく。	継続
43	◆◎要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報交換や要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行う。 《実施方針》必要に応じた要保護児童対策地域協議会の開催 《対象》関係者	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	代表者会議：1回 実務者会議：2回 個別ケース検討会議：26回 研修会：1回	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報、その他要保護児童の適切な保護又は、要支援若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を実施した。	継続
44	家庭児童相談室	福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図る。 《実施方針》業務の周知を図る。 《対象》児童（0～18歳）に関する悩みや不安、心配ごとを持つ保護者	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	相談件数：154件	子ども（0歳～18歳）のすこやかな成長をはかるための、家庭におけるあらゆる相談に応じた。	継続
45	児童虐待防止のための広報啓発	児童虐待の早期発見・防止のために、広報誌の活用やリーフレットを各種関係機関に配布し各種広報啓発を進める。また、市民に対し児童虐待通告義務の周知を図る。 《実施方針》要保護児童対策地域協議会において広く周知していく。 《対象》市民	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	・ホームページに常時掲載 ・11月虐待防止月間には窓口においてもポスター等で周知を実施。小中学校、幼稚園、保育園にも配布 ・パンフレットを作成し、公共施設および市内全戸に配布	今後の様々な機会に啓発活動を実施する。	継続
46	児童虐待をテーマにした講演会やシンポジウムの開催	児童虐待についての啓蒙啓発のため、研修会や講演会を実施する。講師に関係者を招いて、虐待の事例及び通告により解決した事例等の紹介を行う。 《実施方針》要保護児童対策地域協議会により方針を決定する。 《対象》関係者及び市民	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	児童虐待に関連した自殺予防をテーマに講演会を実施。 （健康増進センターと社会福祉課と協同で実施）	児童虐待の啓蒙啓発を図る。児童虐待のみの講演会では事例等に限りがあるので関連した研修を実施する。	継続
47	交通安全教育	実践的指導を行うことで、交通事故を未然に防止し、園児・幼児・児童・生徒の交通ルールとマナーを身に付け交通安全に対する意識高揚を図る。 《実施方針》直接指導者となる保護者にも指導をし、家族ぐるみ・地域ぐるみで、交通事故の撲滅を図る。 《対象》園児・幼児・児童・生徒	継続	防災交通課	交通安全教室：小中学校、養護学校：13回 2,561人参加 幼児交通安全教室：1回 423人参加 高齢者交通安全教室：1回 20人参加	小中学校の交通安全教室は4月～5月にかけて、正しい自転車の乗り方・歩き方を中心に指導し、児童・生徒の安全を守る上で交通事故防止対策に寄与できた。また、幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室においても事業の効果が図られた。 平成23年交通事故件数 （H23年1月1日～12月31日） 幼・小・中学生 25件 高齢者（65歳以上） 82件	継続

48	通学路安全点検	<p>小学校独自の通学路点検結果に基づき、筑西土木事務所、市土木課、学校教育課、警察署、母の会、交通安全協会の代表者とともに通学路安全点検を実施し、交通安全施設整備を図ることにより、安全な通学路を目指す。</p> <p>《実施方針》通学路の交通安全施設整備を図る。</p> <p>《対象》毎年1校を選定して実施</p>	継続	学校教育課 防災交通課	<p>要望のあった箇所を調査：3箇所 教諭・PTA・児童の意見に基づき、関係機関団体の協力の下、点検を実施し、改善が必要な箇所については通学路の整備を図った。要望も行った。</p>	<p>通学路安全点検は毎年1校を対象として実施しており、対象校に対する効果は大きい。また、通学路安全点検とは別に改善等の要望があれば順次現地調査を行い交通安全施設の向上に寄与していく。</p>	継続
49	街路灯・防犯等の設置	<p>学校指定の通学路において、各自治会長から申請のあった箇所に交通安全施設通学路街路灯を整備する。また、各自治会で設置する防犯灯に補助金を交付することによって安全で住みよいまちづくりの実現に寄与する。</p> <p>《実施方針》各自治会と相互協力し、交通安全及び犯罪抑止を図る。</p> <p>《対象》市内全域</p>	継続	防災交通課	<p>通学路街路灯：6基設置 修繕件数：317件 防犯灯補助件数：9件</p>	<p>《通学路街路灯》 自治会を基本に、要望に基づき現地を確認し危険箇所への設置を行い、児童・生徒の登下校時における安全確保に寄与した。</p> <p>《防犯灯補助》 予算の範囲内において、設置費の補助を行なうことで、安全で住みやすいまちづくりの推進が図られている。</p>	継続
50	交通安全対策事業	<p>パンフレット及び啓発品等を配布し、交通事故防止の呼びかけをドライバー・市民に対し広報する。また交通安全の立哨指導活動を行なう。</p> <p>《実施方針》交通関係機関団体と相互協力し、交通事故防止を図る。</p> <p>《対象》各交通関係機関団体</p>	継続	防災交通課	<p>春・夏・秋・年末の4回 (パンフレットや啓発品の配布) 高齢者交通安全教室・シルバー大会・高齢者家庭訪問等実施 参加者 1,620人</p>	<p>各季交通安全キャンペーン時にドライバーに対し、パンフレットや啓発品の配布を実施し交通事故防止に寄与できた。また、高齢者交通安全についても事業の効果を図ることができたので、今後も市民一人ひとりに推進していきたい。</p>	継続
51	事業所等への安全運転徹底の要請	<p>安管だより・広報啓発品を協賛・作成し各事業所及び一般に配付し、普及高揚を図る。また、安全運転競技大会を開催し、安全運転の推進を図るとともに、優良事業所の表彰等を行うことで、安全運転管理業務の充実を図る。</p> <p>《実施方針》各事業所の従業員に対し交通マナーの向上を図る。</p> <p>《対象》安全運転管理者協議会加入事業所</p>	継続	防災交通課	<p>春・夏・秋・年末の4回 (各交通関係機関団体の協力のもと、パンフレットや啓発品を配布した。) 各季交通安全運動期間中に安管だよりを発行した。 結城地区安全運転競技大会を実施。</p>	<p>各交通関係機関団体の協力を得ながら市民やドライバーに対してパンフレットや啓発品の配布を行い、交通事故防止に寄与できた。また、事業所から選手を募り安全運転競技大会を開催したことで、事業所での交通安全の啓発がより一層図られた。</p>	<p>継続 事業所における更なる交通安全運動を推進することを目的に安全運転競技大会を実施する。</p>
52	世代間交流事業 (交通・防犯危険箇所地図作成)	<p>歩行者・自転車・自動車それぞれの立場から、危険を感じた(ヒヤリとした)箇所や見知らぬ人から声を掛けられたなどの箇所について点検、地図を作成する。</p> <p>《実施方針》児童・保護者・高齢者三世代の交流を図る。</p> <p>《対象》児童・保護者・高齢者</p>	継続	防災交通課	<p>地図の作成について、関係団体の協議を実施。</p>	<p>小学校、地元老人会、警察、交通団体(交通安全協会、交通安全母の会)の協力を得て実施してきた。学校からの要望により防犯部分を強化したものを作成することで協議を実施。</p>	継続
53	「子どもを守る110番の家」の登録推進	<p>「子どもを守る110番の家」には、ステッカーを表示して、子どもたちの緊急避難等に備えるとともに、事故等があった場合には子どもを保護し、警察や学校、家庭へ連絡を取るなどの対応をする。</p> <p>《実施方針》通学路や子どもの遊び場周辺に設置の重点を置き、引受家庭の促進を図る。</p> <p>《対象》緊急事態時に対応できるよう、日中、家に大人がいる家庭で、引受家庭として、適当であると認められる家</p>	現状維持	生涯学習課	<p>平成24年3月31日現在 760軒登録</p>	<p>青少年育成結城市民会議において、各地区の住民に「子どもを守る110番の家」について、啓蒙啓発し協力者を募集している。</p>	継続

54	地域安全マップ	地域安全マップの作成活動を通して、父母自ら参加し、身近な地域における子どもの成長環境の見直しを図り、安全な遊び場を確保する等住みよい地域づくりに貢献する。 《対象》市内各小学校、児童、保護者	継続	学校教育課	各小学校において実施	各小学校に掲示し、PTA・来校者に周知している。	継続
55	防犯パトロール	防犯サポーターを設置し、青色回転灯装備車両で小中学校の下校時間帯に防犯パトロール活動を展開し、犯罪抑止を図るとともに、自主防犯組織の育成を図る。 《実施方針》凶悪犯罪から児童・生徒を守る。 《対象》児童・生徒	継続	防災交通課	青色回転灯の装備車両:17台 防犯サポーターによる市内巡回 職員による巡回 地域防犯ボランティア団体による巡回	市が委託している防犯サポーターに加え、市から委嘱を受けた地域防犯ボランティア団体8団体がパトロールを実施。うち、4団体が青色回転灯による防犯パトロールを実施していることで、地域の犯罪抑止効果は高まっている。	継続
56	防犯ブザーの配布	緊急的な犯罪予防対策として、小学校新1年生に防犯ブザーを配布する。 《対象》小学校新1年生	継続	学校教育課	新小学1年生427人に配布	企業からの寄附により、毎年度防犯ブザーを配布している。	継続
57	関係団体活動への支援	青少年育成関係団体と連携し、子どもたちの健全育成と社会環境浄化を図る。 《対象》結城市青少年相談員連絡協議会、青少年育成結城市民会議	継続	生涯学習課	結城市青少年相談員連絡協議会と青少年育成結城市民会議合同での青少年非行・被害防止運動およびあいさつ声かけ運動を実施。青少年相談員による街頭巡回、青少年育成結城市民会議による防犯活動。	年間を通して、各町内会、組織単位で市内全域で防犯活動を実施している。長く続けられるよう工夫が必要である。	継続
58	TT配置事業	一人ひとりにきめ細かな指導を行うため非常勤講師を配置する。 《実施方針》小学校及び中学校の35人を超える学級に非常勤講師を配置し、きめ細かな指導に努める。 《対象》小学生・中学生	継続	学校教育課 指導課	9学級に非常勤講師を配置	結城小、城南小、絹川小、上山川小、山川小、江川北小、江川南小、南中 複数の教員を配置することにより、個に応じたきめ細やかな指導をすることができ、基礎的基本的な学力の定着を実現することができた。	継続
59	特別支援教育事業	学校においてこれまでの特別支援教育の対象の障害だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒に対してその一人一人のニーズにあった支援を行う。 《実施方針》県の養護学校と連携を図りつつ、各学校における障害のある児童・生徒に対して効果的な支援体制の確立を図る。 《対象》小学生・中学生	継続	学校教育課 指導課	知的障害学級 小学校：5学級 中学校：3学級 情緒・自閉障害学級 小学校：11学級 通級教室を含む 中学校：5学級 言語障害学級 小学校：3学級 (通級教室含む) 中学校：1学級 介助員：9名配置	各学校の校内就学指導委員会の審議及び市就学指導委員会の審議を重ねることで、より個に応じた手厚い支援が図られた。一方、特別支援学級入級敵の判定がされても、保護者の了解が得られない場合もあり、特別支援教育に対する保護者の理解と啓発が必要である。 知的：結城小、城南小、西小、絹小、江川北小、結中、南中、東中 情緒：結城小2、山川小2、結城中2、東中2、他1級ずつ 言語：絹小、上山川小、江川北小、南中 介助員：結城小、城南小、西小、城西小、上山川小、山川小、江川南小、結城中、東中に1名ずつ配置 効果的に支援を実施	継続
60	学校施設の整備 (定期的な安全点検)	学校内における児童生徒の安全確保のため、小中学校の施設の安全点検を実施する。 《実施方針》児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、継続的に老朽箇所を改修し、順次耐震構造に整備する。 《対象》市内小中学校の施設	耐震診断・補強の実施 ☆	学校教育課	1. 修繕及び改修工事 小学校58件、中学校27件 2. 耐震補強工事 結城西小学校体育館耐震補強工事	優先度の高い箇所の修繕及び改修工事、学校施設の耐震化事業を実施し、児童生徒が安全かつ安心して学べる教育環境の整備が図れた。	継続

61	学校評議員制度	家庭や地域と連携協力し、地域に開かれた学校づくりを一層推進する。 《実施方針》当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱する。 《対象》小学校・中学校	継続	学校教育課 指導課	各学校において、意見交換を実施。	学校との意見交換により、地域の意見等を把握することができ、地域に信頼される開かれた学校づくりの推進が図れた。	継続
62	◎スクールカウンセラーの配置	暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため中学校にスクールカウンセラーを配置する。スクールカウンセラー配置校においては、学校の特色、児童生徒の実態に応じた課題を設定し、スクールカウンセラーの有効かつ円滑な活用についての調査研究を行うものとする。 《実施方針》スクールカウンセラーの3校への配置及びスクールソーシャルワーカーとの連携を図り、中学校での生徒指導体制の援助となるように努める。 《対象》中学校	継続	指導課	市内中学校にカウンセラーを配置。要請に応じ小学校へも派遣。	中学校3校にスクールカウンセラーを配置したことで、児童生徒や保護者の相談活動が密に実践できた。 県から配置されたスクールカウンセラーは2校であるため、今後も事業の継続が必要である。 また、スクールカウンセラーとSSW（スクールソーシャルワーカー）の連携をさらに高めることが今後の課題である。	継続
63	フレンド「ゆうの木」	学校と連携し、不登校児童・生徒が抱える問題の解決や改善を図ることで、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助する。 《実施方針》不登校生徒が通いやすい環境を整える。 《対象》小学生・中学生、保護者	継続	指導課	相談員配置実績 相談員：2名 相談員助手：2名 相談実績 児童生徒：408回 保護者：518回 学校：231回 関係機関：965回 通室状況 正式通室生：3名 仮 通室生：2名 中学3年生：4名 高校進学教育相談：44名	相談員による、電話や来所相談活動及び学校に向いての不登校児童生徒に対する支援ができた。 今後は、関係機関との連携を深め、多種多様にわたる問題に適切に対応できる体制づくりをすすめていく。	継続
64	◎放課後子ども教室	9校の小学校及び結城養護学校を活動拠点に、児童・生徒を対象に子どもたちの居場所を設け、放課後や休日に地域の大人、高校生、大学生等を活動指導員に据え、様々な体験活動や交流活動を行うとともに安全な居場所づくりを行う。 《実施方針》現在実施している3校（結城小、結城西小、絹川小）及び結城養護学校は引き続き継続し、未実施の小学校6校については、指導者を養成し、放課後子ども教室を開設する。 《対象》登録児童・生徒	全小学校（9校）と養護学校で実施	生涯学習課 →子ども福祉課	結城小：50名登録 34回 絹川小：31名登録 21回 結城西小：41名登録 21回 結城養護：11名登録 15回	市内未実施小学校における放課後子ども教室の開設については、学校の空き教室等場所の確保、地域の指導員の協力等が必要である。 学童クラブとの連携については、子ども教室活動において、学童クラブ児童と一緒に活動できる内容を企画、実施している。	継続
65	「総合的な学習」推進事業	総合的な学習の時間において、国際理解、情報、環境、福祉、健康や伝統文化など地域や学校の特色に応じた課題について、主体的に探求する能力を身に付けさせ、自己の生き方を考えることができるようにする。 《実施方針》社会体験や自然体験、栽培活動を体験する場所を確保する。 《対象》児童・生徒	継続	指導課	市内中学校にカウンセラーを配置。要請に応じ小学校へも派遣。	中学校3校にスクールカウンセラーを配置したことで、児童生徒や保護者の相談活動が密に実践できた。 県から配置されたスクールカウンセラーは2校であるため、今後も事業の継続が必要である。 また、スクールカウンセラーとSSW（スクールソーシャルワーカー）の連携をさらに高めることが今後の課題である。	継続

66	「夏の体験学習」(農業後継者育成対策事業)	「食農教育学習会」トウモロコシ定植から収穫までの体験を通し、農業に対する関心を持ってもらうとともに、食に対する正確な知識を身につけることができる教育の機会として支援する。 《対象》市内小学生	継続	農政課	実施：山川小学校 第1回学習会及び播種作業：4/12 定植作業：4/22 第2回学習会：4/27 第3回学習会：6/10 収穫作業及び第4回学習会：7/8	5・6年生を対象	継続
67	「消費者合同研修会」(農業後継者育成対策事業)	「トウモロコシの収穫体験を実施」収穫体験を通して、子どもたちの農業に対する関心と意識の向上を図る。 《対象》市内園児	継続	農政課	実施日：7/5 対象：市内幼稚園・保育園児	JA北つくば結城青年部園場にて実施	継続
68	ふるさと・体験事業	自然体験、創作活動、郷土かるた取り大会等の様々な活動を通して、子どもたちの感動や喜びといった情緒教育を醸成し、異年齢間、地域間、家族間の交流により絆を深める。 《対象》小中学生	継続	生涯学習課	親子体験教室 (水戸市森林公園、笠間焼窯元) 7月23日(土)：42名(親子) 子ども体験フェスタ(健康の森) 10月22日(土)雨天により中止 結城郷土かるた大会 (かなくほ総合体育館) 12月4日(日)：114名 野外研修事業(那須甲子青少年自然の家) 2月5日(日)：47名	様々な活動をととして、子ども達的情绪教育を醸成することができた。また、家族間・地域での交流を深めることができた。	継続
69	学校ボランティア活動推進事業	児童・生徒に「思いやりの心」を育てるため、車椅子体験、アイマスク体験等を積極的に取り入れるとともに、老人ホーム訪問や養護学校等の交流を図る。 《実施方針》老人ホーム等の施設や、養護学校との連携を図る。 《対象》児童・生徒	継続	指導課	全小中学校で実施	各小中学校では、「総合的な学習の時間」「道徳」「特別活動」等の学習の一環として、車椅子体験・アイマスク体験や老人ホーム訪問・養護学校等の交流を実施している。	継続
70	三世交代事業	高齢者と子どもの交流を通して、昔の生活、文化、習慣を次世代に継承する。昔遊び(竹馬、竹とんぼ等) 《対象》高齢者と小学生	継続	介護福祉課	3地区(見晴町・絹川・上山川) 参加人数139人	高齢者との交流により子供たちの向上心の高揚と地域社会のかかわりを学ぶことができた。	継続
71	結城盆踊り大会開催事業	盆踊りを通して、地域や世代間の交流、心とこころのふれあいを図る。 《実施方針》子ども会等の参加の増加を目標に、踊り手募集PR等を積極的に行う。 《対象》子ども会、市民団体	継続	商工観光課	日程：8月12日 会場：結城駅北口ロータリー及び市民情報センター市民ひろば 参加者数：20団体、606名	今後より市民が参加し易いように、検討し継続していく。	継続
72	◆親子歴史教室開催事業	本市を代表する伝統的な織物である結城紬の糸の染色技術として伝えられてきた藍染めの技法を親子で体験する。 《対象》幼児、児童、生徒及びその保護者	継続	生涯学習課	雨天中止	23年度は健康の森において子ども体験フェスタと同時開催予定だったが、雨天のため中止となった。	継続

73	都市公園整備事業	地域住民が親しむ公園を整備することにより、憩いと安らぎ、コミュニケーションの場を提供するために公園を整備する。 《実施方針》計画的に整備していく。 《対象》区画整理事業地内の都市公園南部地区：16箇所 北西部地区：9箇所	継続	都市計画課	北西部地区四ツ京近隣公園整備完了 24年7月供用開始	第5次結城市総合計画に沿って毎年1箇所の整備を計画している。	24年度 南部地区仮称3-3街区公園 整備予定
74	公園の維持管理運営	公園施設の定期的点検及び改善、公園内樹木の適時管理により安全で安心して利用できる公園を目指す。 《実施方針》公園愛護協会の協力を得て、健全で安心して利用できる公園を目指す。 《対象》都市公園34箇所、その他の公園32箇所	継続	都市計画課	公園施設の安全点検：49公園実施 内都市公園：30箇所 その他の公園：19箇所 公園愛護協会37団体	安全点検の結果危険と判断された遊具等については迅速に撤去や使用禁止の措置を取っている。	公園施設の安全点検57公園を実施内都市公園35箇所 その他の公園22箇所 公園愛護協会38団体
75	子どもが使いやすい図書館整備事業	校内において、市内各小中学校図書室内及びゆうき図書館内の資料検索と利用が可能になるよう、図書館・各学校図書室の電子ネットワークを確立し、整備する。 《実施方針》各学校図書室に学校司書を配置することで、学校図書の整理ならびにゆうき図書館との連携・連絡の端緒を開く。また、児童が図書館に親しみを感じ、読書の習慣を身につけるように支援する。 《対象》市内小中学校生全員	学校司書数9名 電子ネットワークの整備☆	学校教育課 →指導課	学校司書数9名 電子ネットワークの整備（9月～）	各小学校に1名ずつ学校司書を配置することで、学校図書の整理並びにゆうき図書館との連携を進めている。また、学校図書館システムの老朽化に伴い、電子ネットワークを含めた新システム（9月4日から稼働予定）を導入を図る。	電子ネットワーク化を機に、よりスムーズな学校図書館の運営、さらなる児童・生徒の読書習慣の確立に向けて支援にあたる。
76	◆ゆうき図書館の運営	児童や生徒の読書活動を推進するため、利用しやすい環境の整備と児童向け図書の充実を図る。また、調べ学習支援に対応できる児童参考資料の充実を図る。 《対象》乳幼児、児童、生徒、保護者	児童図書冊数 30,000冊☆	ゆうき図書館	児童書、児童参考図書、絵本、紙芝居を合計24,154点所蔵。	「季節棚」として季節や行事、その他様々なテーマで選んだ資料を展示（2週間程度で更新） HP上で調べものに役立つ本をテーマごとに紹介すると同時に、印刷物を館内に掲示。	継続
77	中学校各種球技大会	北関東中学校野球大会・茨城県栃木県中学校女子バレーボール大会・近隣中学校男子バレーボール大会・近県中学校ソフトテニス結城大会・近県中学校卓球結城大会・近隣中学校男子サッカー結城大会等各種大会を通して、青少年の健全育成と交流を図り、スポーツの普及に努める。 《対象》中学生	継続	社会体育課	○北関東中学校野球大会 7月26日～8月2日（参加校92校）6日間 ※7月29日・30日雨天順延 ○茨城県栃木県中学校女子バレーボール大会・近隣中学校男子バレーボール結城大会・近県中学校ソフトテニス結城大会・近県中学校卓球結城大会・近隣中学校男子サッカー結城大会は震災により中止	スポーツの普及・発展と精神的・身体的な育成を図ると同時に、スポーツマン精神の高揚と選手間の親睦が図られた。また、北関東中学校野球大会以外のスポーツ大会については、東日本大震災の影響により、施設等も十分に使用できない状況のため中止となった。	継続
78	結城シルクカップロードレース大会	心身の健康と世代間の交流を図り、スポーツの普及発展を図る。 《対象》市民	継続	社会体育課	開催日：2月19日 参加申込者：3,379人 当日参加者：3,107人 【種目】 ・1.8km親子ペア ・1.8km小学生男女 ・3km中学生男女 ・5km一般男女 ・10km一般男女	参加者相互の親睦が深められたと共に、強健な体力と旺盛な気力が養われ、スポーツの発展向上が図られた。市の活性化に向けたイベントとして定着してきている。	継続

79	市民各種スポーツ大会及び各種スポーツ教室の開催	心身の健康と世代間の交流を図るために、「市民週1スポーツ」を目標とし推進する。 《対象》市民	継続	社会体育課	市民スポーツレクリエーション祭 ・健康ウォーキング 10月16日 参加者:158人 ・祭りゆうき ニューススポーツ体験広場 10月29日/30日:約250人 わんぱく親子スキー教室 1月28日 参加者:49人	子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民がスポーツを通して親睦を深めた。また、心身の健全育成が図られ、市民への生涯スポーツの普及・発展を図ることができた。	継続
80	◆祭りゆうき事業	市民手作りのお祭りを通じ、市民と地域のつながりを再確認するとともに、三世代間のふれあいと対話・協調する心を育むことを目的とする。 《実施方針》文化意識の向上や結城市の文化特性を見出すような事業展開を図るとともに、参加者の拡大を図っていく。 《対象》全市民	継続	商工観光課	日程:10月29日・30日 会場:けやき公園及びアクロス ※両施設間の道路は2日間歩行者天国とする 来場者数:約50,000人(2日間)	平成23年度は、開催史上最高の来場者数を記録しており、今後も継続して実施する。	継続
81	子ども会活動の支援	子ども会活動を支援するため、子ども会育成連合会との連携をとりながら支援を行う。また子どものリーダーや子ども会指導者の育成を図る。 《対象》小中学生	継続	生涯学習課	単子子ども会数:89団体 年間計画に基づいて、市子ども会育成連合会と連携を図りながら事業を実施 ・リーダー研修会:113名 ・結城郷土かるた取大会:114名 ・野外研修事業:47名 ・花いっぱい運動 ・友好都市交流事業 ・各地区球技大会	参加する子ども会、子どもたちが固定化していることが課題。 子ども会活動や事業の広報やアピール方法を考えていく必要がある。 各地域や市子連の役員や指導者が短期間で入れ替わるためリーダー育成が難しい。	継続
82	◆たのしい図書館ツアー	ゆうき図書館をなかなか利用できない四川地区の小中学生を対象に公用バスで送迎して図書館の利用促進を図る。 《対象》四川地区の小中学生	継続	学校教育課 ゆうき図書館 指導課	年1回 参加者:53名参加 カード作成:26名 214冊貸出	ボランティア団体「ゆうきおはなし会」による読み聞かせ等のおはなしプレゼントも行った。	継続
83	子育て関連情報を一括して掲載するホームページの作成	「結城市お知らせ版」に随時掲載している情報を、一括して掲載するホームページを作成する。 《実施方針》子育て関連情報の充実を図る。 《対象》すべての子育て中の保護者	継続	子育て支援センター	子育て支援センターホームページ作成	センター利用紹介、活動予定、子育て応援情報誌、健康・育児情報など発信している。	継続
84	メールによる子育て応援相談室	子育ての不安や悩みを持つ保護者からの相談をメールで受け付ける。 《実施方針》相談体制の充実を図る。 《対象》すべての子育て中の保護者	実施☆	社会福祉課 →子ども福祉課	未実施	実施に向けて協議する。 感情が伝わりにくいことはあるが、メールでしか相談したくない方も現在はあると思われる。	検討
85	健康相談	定例の「健康相談」(毎月2回、健康増進センター)、「栄養相談」(毎月1回、健康増進センター)の開催及び専門医による「心の相談」(毎月1回、健康増進センター)を開催しているほか、随時電話でも対応する。 《実施方針》育児支援の充実を図る。 《対象》乳幼児とその保護者	継続	健康増進センター	健康相談:年間22回 乳幼児及び保護者:33組 栄養相談:12回 心の相談:12回 電話相談随時実施:324件	定例健康相談では、乳幼児健診時、要観察者へ勧奨することで、健診後の支援の場になっている。 電話相談では、栄養面、予防接種などの相談が多い。また、言葉についての相談が入り、支援につながった者もいる。	継続
86	のびのび子育て相談事業	子育てに不安や悩みを抱く保護者に対し、のびのび子育て相談員による相談事業を行うとともに、親子の関わり的重要性と関わり方を保護者に伝える。また、「のびのび子育てだより」により育児情報の提供、乳児健診において子育て支援教育を行う。 《実施方針》事業のPRを図り、活動の安定と拡大を図る。 《対象》乳幼児と保護者	継続	健康増進センター	5か月児健診:12回 410名 にこにこ教室:12回 134名 ポリオ予防接種:12回 89名 おたより発行:年1回 のびのび会議:年1回	実施にあたっては、乳幼児や保護者の個別性やプライバシー保護にも配慮するよう心がけている。	継続

87	◆◎女性相談	DVを中心として多様な女性問題に対する相談窓口を開設するとともに、相談内容に合わせた関係機関相互の連携により問題解決を図る。 《対象》すべての女性	継続	女性政策室	毎月2回実施 第2金曜日、第4火曜日 相談件数：21件 (DV相談13件)		継続
88	◎地域子育て支援センター事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 《対象》就学前及び未就園児を持つ保護者	継続	子育て支援センター	市内3施設 延べ利用者 子：16,159人 保護者：13,193人 相談件数：3,241件 電話相談：33件 面接相談：9件 グループ相談：109件 活動中相談：3,091件	利用者が増加している中、それぞれのセンターが特徴を生かした多種多様の企画を実施したり、育児相談などの支援をしている。	継続
89	◎ファミリーサポートセンター事業	育児の手助けができる人(協会員)と、育児の手助けが必要な人(利用会員)を会員登録し、利用会員からの依頼に応じて育児の手助けができる協会員を紹介する。 《実施方針》協会員及び利用会員数の増加と利用促進を図る。(会員100名以上で国補助対象) 《対象》市民	登録会員(利用・協力)100名以上☆	社会福祉課 →子ども福祉課	協会員：68名 利用会員：81名 登録会員数：149名	相互扶助の機能を整備することで子育て環境を整備できた。	継続
90	◎子育てサークル育成支援事業	子育てグループが自主的な活動ができるように支援し、親の孤立感や育児不安の解消を図り、保護者の育児力を向上させる。さらに子ども同士の関わりから子どもの心の健やかな発達を助長する。 《実施方針》グループ・リーダーの保護者の力量アップに向けて支援を行っていく。 《対象》0歳～未就園児親子	継続	子育て支援センター	5グループで活動 活動日数：118日 延べ参加人数 子：1,168人 保護者：981人	グループが自主的に活動できるよう引き続き支援を続けていく。	継続
91	家庭教育学級	家庭教育力の向上のため、親の在り方について学習し、現代にふさわしい家庭教育の確立を図る。各学級の役員が中心となって学級の実態に応じて、年7回程度の学習計画を立て、それを実践する。各学級生がお互いに協力しながら、学習に関わり、自立心が高まっている。また、情報交換も密に行っている。 《実施方針》マナーにならないよう、学習に関する様々な情報を提供していく。 《対象》市内小中学校に通学している子どもをもつ親	継続	生涯学習課	指定家庭教育学級：12学級 900名 延学習会開催数：75回 参加延人数：1,670名 自主家庭教育学級：9学級 309名 延学習会開催数：56回 参加延人数：860名 2月11日(祝)10時～16時市民文化センターアクロス小ホールで「青少年の豊かな心を育む大会」と合同で家庭教育講演会「子どもたちに夢と希望と生きる力を！」を元土浦日本大学高等学校校長程塚洋氏を講師に開催。青少年関係者、小中学校学級生等228名が参加。閉級式では、3学級の学習報告発表を行った。	学習会のたびに、学習の記録が提出され、各学級多くの学級生が参加できるよう学校行事と合わせて企画したり工夫している様子。参加者数と学習内容は必ずしも比例するものでもないが、一概に参加者数で判断することはできないが、参加者した学級生は学習の効果を感じているようなので、できるだけ多くの学級生の参加が求められるような学習計画が求められる。指定家庭教育学級は1年間なので、反省点等がなかなか次年度に生かせないので、引き継ぎ方や学習計画の指導等には力を入れていく必要がある。	継続

92	三世交流	親・子・孫三代がともに参加でき、共通の体験・感動を通して世代間の交流を深めるとともに、地域及び家庭の教育力の向上を図る。 《実施方針》地域指導者の育成と、協力体制の確立を図る。 《対象》青少年育成結城市民会議8支部・9小学校	継続	生涯学習課	結城支部『親子芸術鑑賞会』700名参加 城南支部『城南まつり』1,474名参加 結城西支部『ふれあい奉仕作業・年代別地区対抗リレー・陶芸教室』910名参加 城西支部『三世交流広場』500名参加 絹川支部『親子まつり』100名参加 上山川支部『上小フェスタ』520名参加 山川支部『親子釣り大会・交流祭』390名参加 江川支部『江北まつり』770名参加 江南まつり』400名参加	地域柄を生かした個性ある事業に取り組み、家族や地域の方が学校を介して交流を深めるとともに、地域の子どもは地域で育てるという意識を再認識することができた。	継続
93	◎子育て支援エンジョイ・プレイルーム事業	子育てのノウハウを楽しく学びながら、たくさんの仲間と交流し、悩みを託したり情報を交換し、楽しい一時を託児付講座や子育て支援広場で心身ともリフレッシュし、いきいき子育てを応援する。 《実施方針》ボランティアのスタッフだけでなく、子育て中の保護者自身が運営に参加できるように検討し、拡大・拡充を図る。 《対象》子育て中の親子、子育て支援者として活動している者	参加者1,205名☆	生涯学習課 →子ども福祉課	駅前「子どもふれあい広場」において実施 開設日：261日 延ボランティア：507人 参加者：2,436人	子育て支援センター事業と重複がないように実施	継続
94	妊産婦・小児の医療費助成（県事業）	妊産婦及び0歳児から小学校3年生までの小児が病院や診療所などに受診した場合に、医療費を助成する。ただし、医療機関ごとに外来のときは1日600円（月2回1,200円限度）、入院した場合は1日300円（月3,000円限度）の自己負担がある。（所得制限あり） 《対象》妊産婦、0歳から小学校3年生までの小児	継続	保険年金課	利用人数 妊産婦：255名 小児：4,013名	罹患率の高い小児が必要な時に受診でき、小児の健全な育成を担っている。また、子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。 妊産婦と小児の受給者家庭で、安心して子育てが出来るようになった。	継続
95	少子化対策医療費助成事務事業（市単独事業）	県の医療費助成制度の所得制限等により、非該当となった妊産婦及び0歳から小学校3年生までの小児が病院や診療所などに受診した場合に、医療費を助成する。ただし、医療機関ごとに外来のときは1日600円（月2回1,200円限度）、入院した場合は1日300円（月3,000円限度）の自己負担金がある。 《対象》妊産婦、0歳から小学校3年生までの小児（県事業の非該当者）	継続	保険年金課	利用人数 妊産婦：280名 小児：445名	茨城県医療福祉費制度が所得制限により受けられない妊産婦・小児や妊産婦特有の疾病以外の医療費について、市の制度により、すべての妊産婦・小児が同じ医療費の助成を受けることができるようになった。 子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。	継続
96	母子家庭等医療費助成（県事業）	母子家庭・父子家庭で18歳未満の児童を養育している者及びその児童（20歳未満の高校在学者または障害児を含む）を養育している者に対し医療費を助成する。ただし、医療機関ごとに外来のときは1日600円（月2回1,200円限度）入院した場合は1日300円（月3,000円限度）の自己負担金がある。（所得制限あり） 《対象》18歳未満（20歳未満の高校在学者または障害児を含む）の児童及び父母	継続	保険年金課	利用人数 母子家庭の母と子：1,015名 父子家庭の父と子：103名	母子家庭の母子・父子家庭の父子が必要な時に受診でき、母子・父子家庭の子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。母子家庭の母子・父子家庭の父子が、安心して子育てが出来るようになった。	継続
97	心身障害児通院等交通費助成	医療機関、機能回復訓練（結城市内）への通院、通所のタクシー代を支給する。上限月額5,000円 《対象》身体障害児1, 2, 3級視覚障害児4級、肢体不自由下肢4級療育手帳（㊤）、A、精神障害者保健福祉手帳1, 2級	継続	社会福祉課	上限月額：5,000円 利用人数：0人	障害児の通院・通所に要する交通費の受給を行い、障害児の治療・機能回復訓練の経済支援を図ることを目的としているが、平成23年度の障害児の利用はなかった。平成23年度から精神障害者保健福祉手帳1, 2級の方も対象とした。	継続

98	幼稚園就園奨励費の支給	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図る。 《対象》幼稚園児の保護者	継続	学校教育課 →子ども福祉課	該当園児：471名 金額：45,583,600円	家庭の負担を軽減することができた。	継続
99	母子家庭等児童学資金の支給	母子家庭、父子家庭又は両親のいない家庭の義務教育就学児童1人につき年額10,000円を支給する。これにより就学上の不安を解消する。(所得制限あり) 《実施方針》お知らせ版等で周知を図る。 《対象》離婚や死亡等により両親又はその一方がいない家庭の義務教育就学中の児童を養育している者	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	年額 1万円 (第2子以上3千円加算) 支給件数：275件 (内父子家庭5件) 第1子：190世帯 第2子：71世帯 第3子：12世帯 第4子：2世帯	お知らせ版及び市ホームページにより、制度の周知を図った。	継続
100	すこやか子育て奨励金の支給	結城市に3年以上居住し第3子以上を出産し、その後1年以上養育した人に子育て奨励金を支給する。第3子 5万円 (結城市金券) 第3子 5万円 (結城市金券) 第4子以上 7万5千円 (結城市金券) 《対象》第3子以降を出産した者	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	支給実績：49人 第3子：41人 第4子以上：8人	奨励金の支給により多子家庭に経済的な支援を実施した。	継続
101	就学の援助	すべての児童生徒が円滑な義務教育を受けられるよう、経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費 (校外活動費・修学旅行費・新入学用品費含む)、給食費、医療費等、保護者負担の一部を援助する。 《対象》小学校及び中学校の児童生徒	継続	学校教育課	小学校：202名 11,372,848円 中学校：104名 10,336,829円	経済的な理由により学用品等の購入や学校行事への参加が困難な家庭に対し、その費用の一部を援助することにより、児童生徒が等しく義務教育を受ける機会を確保した。	継続
102	奨学金基金貸付制度	市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者に対して、学費を貸与し、就学の支援を行う。 《対象》市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者	継続	学校教育課	結城市奨学金：5名 奥順奨学金：2名	新規4名、継続3名の学生に対し奨学金を貸与することにより、有為な人材の育成が図れた。	継続
103	児童手当	児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。(所得制限あり) 支給額 第1・2子 月額5,000円 (3歳未満は10,000円) 第3子以降 月額10,000円 《対象》小学6年生までの児童の養育費	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	延児童数：82,188人 総支給額：1,020,348,000円	家庭の負担を軽減することができた。	継続
104	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している者に対し、負担の軽減を目的とする。 《対象》父親がいない18歳以下の児童を養育する母、又は母にかわってその児童を養育する者	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	手当額 (月額) 41,540円～9,810円 受給者数：453名 (3月末現在)	ひとり親家庭等の生活の安定と自律の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。	継続
105	障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 《対象》日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児 (20歳未満)	継続	社会福祉課	延支給者数：178名	日常生活において、常時の介護を必要とする重度障害児の心身の発達に貢献することができた。	継続

106	在宅重度心身障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 《対象》在宅の重度の障害児（20歳未満）を介護している保護者等	継続	社会福祉課	支給者数：96名 延支給者数：944名	月額3,000円の福祉手当を支給することにより、障害児を抱える世帯の経済的負担を軽減し、障害児の心身の健やかな成長・発達に寄与することができた。	継続
107	通常保育事業	保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 《実施方針》受け入れ体制を強化していく。 《対象》保育所（園）	公立3箇所定員200名 私立8箇所定員845名計 1,045名☆	社会福祉課 →子ども福祉課	公立3保育所定員：200名 私立8保育園定員：805名 合計：1,005名	市内で定員割れをしている保育所があり、結城には、待機児童はいない。	継続
108	保育内容と運営の充実	保育指針に沿って児童の処遇を行う。 《実施方針》保育連絡会において保育指針にしたがった保育内容と運営の充実を図るように協議する。 《対象》保育所（園）	必要に応じた園長会議 （保育連絡会）の実施	社会福祉課 →子ども福祉課	公立所長会議：随時 市内保育園所長会議：3回 市内主任保育士会議：7回 保育士研修会：6回	園長会議を実施し、保育士の研修会を実施したことで、保育士指針を再確認し、運営の充実が図れた。	継続
109	保育士等の研修参加	必要な知識の習得と技術の向上のため、茨城県社会福祉協議会や茨城県保育協議会及び結城市保育連絡会等の開催する各種研修会に参加する。 《実施方針》保育連絡会の中で研修会を実施する等、積極的に推進していく。 《対象》保育士、調理師、栄養士	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	保育士及び栄養士が必要と思われる研修会に参加した。	研修会に参加したことにより、必要な知識等の理解や確認を行い、その結果を子どもに反映することができた。	継続
110	第三者委員会の設置（苦情解決の体制整備）	苦情を密室化せず、公平なルールに基づいて適切に対応することにより、利用者と事業者の間の円滑・円満な解決を促進し、利用者の満足度の向上と適切なサービス利用が可能となるとともに、事業者の信頼や適正性を確保する。 《実施方針》公立保育所への設置を進める。 《対象》保育所（園）	全保育所（園）11箇所 ☆	社会福祉課 →子ども福祉課	私立保育園全8箇所設置 公立保育所全3箇所次年度設置予定。苦情等相談解決実施要項を制定	苦情等相談解決実施要項は平成24年4月1日適用。次年度第三者委員会設置予定。	継続
111	保育所（園）情報の充実と公開公立保育所のホームページの開設	保育所（園）選択の便宜を図るため、各保育所（園）の案内パンフレットを作成し、福祉事務所窓口や各保育所（園）に備え付ける。 《実施方針》市のホームページへの掲載情報を拡大していく。 《対象》保育所（園）の利用を希望する市民	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	パンフレットを窓口に備え置きしている。また、ホームページでも情報を掲載している。	情報のさらなる充実を図る。	継続
112	老朽化した保育所（園）の改修	老朽化し、安全性に問題がある保育所（園）施設について、園児の安全性を確保するための改修・改築・修繕を行う。 《対象》保育所（園）	改修・改築・修繕の実施	社会福祉課 →子ども福祉課	老朽化した保育所の修繕を実施した。 ・床タイル、サッシ、浄化槽マンホール蓋、床暖房、ボイラーの修繕	今後、大規模修繕や改築を視野にいれ、検討会を立ち上げたい。	継続
113	乳児保育	入所対象年齢0歳から保育を行う。 《実施方針》ニーズに対応していく。 《対象》保育所（園）	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	全保育所（園）において受入 3月31日現在 0歳児 58人	乳児からの保育を実施し、幼児の健やかな成長に貢献している。 また、安心して働くことが出来る環境を整備することができた。	継続
114	◎延長保育	保護者の就労形態の多様化や勤務時間の増加に対応して保育時間の延長を行う。 《実施方針》すべての保育所（園）で開所時間が11時間を超えた延長保育を実施する。 《対象》保育所（園）	11時間を超えて開所11箇所☆	社会福祉課 →子ども福祉課	11時間を超え 30分延長：5箇所 1時間延長：4箇所	安心して働くことが出来る環境の整備を図れた。	継続

115	◎休日保育	日曜・祝日に、保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 《対象》保育所（園）	4箇所☆	社会福祉課 →子ども福祉課	3箇所 延利用児童数：108人	安心して働くことが出来る環境の整備を図れた。	継続
116	保育所地域活動事業	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用していくため、地域の需要に応じた幅広い活動を推進する。・世代間交流事業・異年齢児交流事業 《対象》保育所（園）	世代間交流8箇所 異年齢児交流8箇所 ☆	社会福祉課 →子ども福祉課	世代間交流：6箇所 異年齢児交流：4箇所	活動を通して児童の社会性を身に付けることができた。	継続
117	◎一時保育	普段は家庭で児童を養育している保護者の病気や家族の介護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や、育児疲れ解消等を目的に、一時的に保育所（園）において保育を行う。 《対象》保育所（園）	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	市立3箇所 延利用児童数：3,274人	安心して子育てができる環境が整備できた。	継続
118	◎病児・病後児保育	病気が回復しつつある子どもを病院や保育施設などで看護師等が預かる。 《実施方針》ニーズを考慮して検討を行い、設置を進める。 《対象》保育所（園）	3箇所☆	社会福祉課 →子ども福祉課	未実施	未実施	病院も視野に入れ検討
119	幼小交流事業	園児が小学校にスムーズに接続出来るよう幼稚園と小学校の交流を行う。 《実施方針》幼小の連携を強化し、園児が小学校にスムーズに接続出来るよう事業を充実し継続する。 《対象》幼稚園児、小学生	継続	学校教育課	幼小交流実施校：9校 年1回～3回実施	幼稚園児・保育園児が、小学校行事への参加を実施することにより学校への接続が容易にできた。	継続
120	幼稚園ふれあい事業	幼稚園の有する専門機能を地域住民のために活用することを目的とし、地域とのふれあい事業を実施する。 《実施方針》幼稚園・保護者との連携を強化し、内容を充実する。 《対象》幼稚園保護者	継続	学校教育課 →子ども福祉課	私立幼稚園が地域交流事業を実施。 地域交流事業→子育て支援事業、異年齢児交流事業、高齢者等世代間交流事業、幼稚園卒園児童交流事業、郷土文化伝承事業	私立幼稚園が実施する幼児教育支援事業（地域交流事業等）に補助している。地域交流事業を実施したことにより、地域とふれあい、幼児教育の振興に資することができた。	継続
121	地域の「幼児教育のセンター」としての運営の充実	幼稚園開放と各種行事招待・子育て相談等を行い、地域に啓発する。 《実施方針》親子の健全な育成を考慮し、電話相談・来園相談等を実施する。 《対象》園保護者・未就園児と保護者	継続	学校教育課 →子ども福祉課	私立幼稚園が地域交流事業（子育て支援事業等）を実施。 地域交流事業→子育て支援事業、異年齢児交流事業、高齢者等世代間交流事業、幼稚園卒園児童交流事業、郷土文化伝承事業 幼稚園を拠点として育児相談等を開催。	私立幼稚園が実施する幼児教育支援事業（地域交流事業等）に補助している。地域交流事業→子育て支援事業、異年齢児交流事業、高齢者等世代間交流事業、幼稚園卒園児童交流事業、郷土文化伝承事業 地域交流事業を実施したことにより、地域とふれあい、幼児教育の振興に資することができた。	継続
122	幼稚園情報の提供	幼稚園が持つ機能の理解の促進を図るため、情報の提供を行う。 《実施方針》子育て情報誌への掲載やホームページの開設などにより情報を提供する。 《対象》幼稚園入園を希望する市民	継続	学校教育課	私立幼稚園の住所、電話番号を公開	事業目標は、公立幼稚園当時のものと推測される。	継続
123	研修の参加	必要な技術の習得と技術の向上のため、市教育研究会において実施する研修に参加する。 《実施方針》研修会に積極的に参加することにより、資質の向上を図る。 《対象》幼稚園教諭	継続	学校教育課	各研究部会の研修等に積極的に参加している。	教育研究会に補助金を支出し、研修教育目標の達成及び教職員の資質の向上を図っている。	継続

124	幼稚園・保育所（園）での「家庭教育」の充実	子育ての悩みや課題を少しでも解消させるとともに、親としての資質向上を図るため、子育て講座を実施する。 《実施方針》専属講師を配置して、体験的内容や方法を取り入れた講座を就学前の子どもを持つ親や幼稚園、保育所（園）の年中・年少児の保護者を対象に計画する。 《対象》幼稚園・保育所（園）の保護者	拡充☆	生涯学習課	小学校12講座：参加者430名 （就学時健康診断時に実施） 保育所2講座：参加者数90名	子育て講座専任講師5名（茨城県家庭教育推進員）による家庭教育の重要性・子育てのヒント等についてこれまでの経験を交えて講話を実施した。	継続
125	◎学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	仕事等により昼間、保護者等が不在の小学校低学年児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る。 《実施方針》すべての小学校単位で学童クラブを設置できるよう事業を推進する。 《対象》小学校1～3年生の児童	9小学校12箇所☆	社会福祉課 →子ども福祉課	8小学校10個所で実施 平均登録児童数：333名	保護者が就労等により昼間家にいない子どもの安全を確保し、家庭的環境の中で生活の場、遊びや勉強の場を提供している。	継続
126	子育て講演会	次代を担う子どもたちが、健やかに、心豊かに育ち、また、子育てに夢と希望が持てる地域社会をつくることを目的として講演会を開催する。 《実施方針》子育てに関する意識啓発事業として、定期的に開催していく。 《対象》市民	定期的に開催☆	社会福祉課 →子ども福祉課	子育てサークルに対し、体操教室や救急教室を実施 全市民を対象とした講演会は未実施	子育てに対する講演会は、対象が広いので、発達段階に応じた講演会（講話）といった形式で実施していきたい。	継続
127	活動の場・機会の情報提供	ボランティアが協力できる子育て支援に関する情報を様々な方法により提供する。 《対象》市民	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	社会福祉協議会において広報等によりファミリーサポートセンター会員の募集を実施	生涯学習課・社会福祉協議会と連携し、情報を提供していく。	継続
128	ボランティア講習会の開催	活動分野が拡大、専門化していることにより、ボランティアとして携わる人材の育成及び技術の向上を目指し、講習会を開催する。 《対象》市民	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	社会福祉協議会において、ファミリーサポートセンター研修会の一環として実施	生涯学習課・社会福祉協議会と連携し、情報を提供していく。	継続
129	民生委員児童委員との連携の強化	ボランティアと地域の担い手である民生委員児童委員との連携を強化する。 《実施方針》情報の提供や共有化による連携の強化。 《対象》ボランティア、民生委員児童委員	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	定例会及び事項別研修会等に参加	要保護児童や児童扶養手当の申請時において、連携を取って事業を実施している。	継続
130	たままゆブランの周知活動	「ゆうき女性会議」が主体となって、たままゆブランの進捗状況のチェック、男女共同参画に関する学習会の企画運営活動等により、市民と行政の協働によるブランの推進を図る。 《実施方針》活動の対象を既存の団体や組織にこだわらず、多くの市民に参画を拡大するためのネットワーク化を図る。 《対象》全市民	継続	女性政策室	市男女共同参画啓発誌「たまま～ゆVol.2」を市民団体と共同で作成 第2次男女共同参画基本計画ダイジェスト版の全戸配布		継続
131	男女共同参画団体別学習会	男女共同参画について市民に広く理解を得るために、「ゆうき女性会議」が主体となって、男女共同参画に関する企画運営活動等により、講師及び実践者が団体及び事業所に向いてPR活動を行う。 《実施方針》男性がいる団体など、より多くの団体及び事業所を対象に開催し、広く市民にPRする。 《対象》市内各団体及び事業所	継続	女性政策室	未実施	平成24年度においては実施したい。	継続

132	男女共同参画推進講座	男女共同参画の視点に立ったリーダーとなる市民の養成を目的として開催する。 《実施方針》講義内容等を検討し、参加者の増加を図り、市民の社会参加の場での能力向上を目的とする。 《対象》全市民	継続	女性政策室	4回開催 ①「マナー・話し方講座」 参加者:32人 ②「わくわく韓国文化講座」 参加者:17人 ③「公開講座―地域の女性史」 参加者:28人 ④「心身健康講座」 参加者:22人	地域の歴史や身近なものをテーマにした講座とすることで、男女共同参画に対する認識を深めてもらうことができた。 課題として、残されている分野や要請のあるものの中から総合的に検討し、開催テーマを選定する。	継続
133	男女共同参画推進講演会	多くの市民に男女共同参画の認識を深めてもらうことを目的として開催する。 《実施方針》テーマ・講師選定等、市民の意見をできるだけ反映して開催する。開催後はアンケート調査をし、推進状況を把握する。 《対象》全市民	継続	女性政策室	男女共同参画宣言都市7周年記念シンポジウムの開催	寸劇の実演とあわせて、小中学校、保育所等へ募集した男女共同参画に関する標語・川柳・写真の優秀作品をシンポジウムにおいて表彰し、応募作品を展示した。	継続
134	たまたまゆプランの推進	男女共同参画社会の実現をめざして、市民・行政・企業が協働して取り組むことを基本に策定されたプランを推進する。基本構想：平成14年度～平成22年度組織体制 ・プラン基本計画推進委員会・庁内行政推進会議 ・庁内ワーキング会議 《実施方針》社会情勢の変化や進捗状況によって、適切な見直しを行い、事業の効率的推進を図る。 《対象》全市民	たまたまゆプランの見直し 男女共同参画推進条例の制定	女性政策室	基本計画推進委員会、庁内行政推進会議・ワーキング会議により、男女共同参画基本計画に係る事業評価を実施した。	第2次男女共同参画基本計画に係る事業評価の実施	継続
135	男女共同参画関連の広報活動	広報、HP等に男女共同参画関連の記事を掲載し、市民にPR・啓発をする。 《実施方針》市民にわかりやすい内容の記事で情報を提供する。連載記事等検討。 《対象》全市民	継続	女性政策室	『広報結城』 毎月男女共同参画社会のコーナーに記事を掲載 『ホームページ』 男女共同参画啓発誌「たまたまゆVol.2」の掲載		継続
136	有害環境対策推進事業	平成21年4月に「茨城県青少年のための環境整備条例」の中の立入調査権の権限が市に移譲された。今年度より関係機関と連携しながら、書店、図書等自動販売機等の立入調査を実施し、有害図書の区分陳列及び、図書等自動販売機等の完全撤去を目指し、活動を推進する。 《対象》市内書店、コンビニエンスストア、ゲームセンター、図書等自動販売機等	立入調査年1回実施	生涯学習課	有害図書等自動販売機5台(実態あり) ※江川地区、山川地区に設置されている有害図書等自動販売機に対する立入調査を実施。調査員として市青少年相談員及び市職員を委嘱。調査に当たっては、事前研修を行い、当日は、県青少年指導員に立会いを依頼し、効果的な調査実施に努めた。	平成22年度以前においては、市内有害図書等取扱書店・事業者に対して立入調査を実施したが、平成23年度については、事前の下見、条例遵守状況、立入調査後の改善状況等を鑑み、立入調査を見送った。	継続 青少年と関わりの深いと考えられる市内各種店舗、青少年の健全育成を目的とする各団体、警察署等組織と協力体制を構築し、青少年の非行・被害の未然防止のため、各事業と連携してシナジーを得ながら実施する。
137	都市公園整備事業(ゆったりトイレ整備)	幼児に限らず、高齢者、障害者の方も利用することができる、地域住民の憩いの場を提供するバリアフリー対策として、段差解消、ゆったりトイレの整備を推進する。 《実施方針》最も身近な公園としての機能を発揮できるように配置整備していく。 《対象》区画整理事業地内の都市公園(南部地区:16箇所、北西部地区:9箇所)その他都市公園	整備する公園すべてにおいて実施☆	都市計画課	ユニバーサルデザインによる都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに適合する設計を実施した。	トイレは、身障者利用も考慮した多目的型のユニットタイプとしベビーキープ、手摺等の設置、また塗装には、落書き防止等の対策を講じている。	継続 ユニバーサルデザインによる都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに適合する設計を実施している。

138	持続可能な社会の構築	環境負荷を軽減することで、次世代に豊かな自然環境を残し、快適な住環境を構築する。 ・不法投棄等監視事業 ・合併処理浄化槽設置費補助事業 ・資源物分別収集事業 ・地球温暖化対策事業（ISO14001推進事業） ・ごみ減量化対策事業 《対象》全市・全市民	継続	生活環境課	各事業について、概ね順調に進捗している。	不法投棄対策、資源物分別収集、ごみ減量化対策については、更に徹底していく。合併処理浄化槽については、継続して設置を促進し公共用水域の水質汚濁の防止を図る。 地球温暖化対策事業については、ISO14001自己宣言の推進を基本に、経費削減及び更なる職員の環境への意識向上を図り、市が環境配慮を率先実行することにより、一般家庭にも波及するよう努力する。	継続
139	育児・介護休業制度等の周知	事業主・雇用者双方に、広報、市のホームページなどを活用して、育児・介護休業制度や一般事業主行動計画策定の義務化等についての周知を図る。 《対象》事業所、市民	継続	商工観光課 介護福祉課 社会福祉課 →子ども福祉課	事業所への周知を図った。	内容の充実を図る。	継続 (方法の検討)
140	家族にやさしい企業づくりに関する情報提供	事業主に対し、家族にやさしい企業づくりを支援する各種助成金等に関する情報提供を行う。 《対象》事業所	継続	商工観光課 社会福祉課 →子ども福祉課	国・県で実施している補助事業について、市ホームページに掲載した。 3件：子育てサポート企業に対する税制優遇制度、改正育児・介護休業法、ワークライフバランス支援奨励金制度	情報提供を図る。	継続
141	◆◎ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	事業所との交流会や、ワーク・ライフ・バランス推進講座を実施し、労働環境の整備、充実を図る。 《対象》事業所、市民	継続	女性政策室	ワーク・ライフ・バランスの一貫として、県共催推進事業「パパとクッキング講座」を開催した。	参加者：親子11組（28人）	継続 (方法の検討)
142	求人情報の提供	ハローワーク求人情報を市役所正面玄関等に掲示し、新しい情報を容易に得ることができるようにする。 《対象》求職中の市民	継続	商工観光課	毎週、求人情報の更新	毎週更新を実施	143の事業と統合
143	雇用対策事業	商工観光課内に、誰もが求人情報等を閲覧できるパソコンを設置し、再就職を支援する。 《対象》求職中の市民	継続 廃止	商工観光課	廃止	事業は廃止したが、市役所正面玄関等に求人情報の掲示を実施	142の事業と統合
144	次世代育成支援行動計画推進委員会	次世代育成支援に関わる関係者・関係機関により、各年度の実施内容（後期）の点検及び意見交換を行う。	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	未実施	24年度は実施する	継続
145	次世代育成支援行動計画推進庁内会議	庁内における関係各課で構成し、本行動計画（後期）に基づく事業の実施状況の点検及び意見交換を行う。	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	未実施	事業ごとに担当課との協議を実施する	継続
146	実施状況の公表	市広報、市ホームページを通して、毎年度の計画の進捗状況を公表する。	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	未実施	24年度において、22年度、23年度を公表予定	継続